

2024年12月6日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「おひとりさま信託」「おひとりさま信託〈生命保険型〉」の特別約定の改定について

2025年1月6日より、商品改定にともない、特別約定を改定いたします。

<改定日> 2025年1月6日(月)

<改定内容> 報酬をお支払いいただくタイミング・報酬の名称および消費税の表示方法

商品改定の詳細は、[2024年10月11日付「教育資金贈与信託〈愛称：孫への想い〉 および おひとりさま信託の報酬変更について」](#)をご参照ください。

特別約定の改定内容については、<新旧対照表>(下線部：変更部分)をご参照ください。

<おひとりさま信託・新旧対照表>

	改定前	改定後
第1条 (信託目的等)	<p>(1) この信託契約の目的は、信託された金銭を委託者兼受益者のために利殖すること、および、委託者兼受益者の<u>死亡の際に</u>、信託財産を次の各号に定める費用の支払いに充当のうえ、信託財産を委託者兼受益者があらかじめ指定した残余財産の帰属権利者(以下、「帰属権利者」といいます)に取得させることを目的とします。</p> <p>① 委託者兼受益者と「一般社団法人安心サポート」(以下、「社団」といいます)との間で別途締結された死後事務委任契約書に基づき発生する報酬</p> <p>② 委託者兼受益者があらかじめ提出する「おひとりさま信託 未来の縁-ingノート(以下、「未来の縁-ingノート」といいます)」死後事務目録に基づき、社団が行う死後事務に係る費用</p> <p>(2) 委託者兼受益者は、この信託契約</p>	<p>(1) この信託契約の目的は、信託された金銭を委託者兼受益者のために利殖すること、および、委託者兼受益者の<u>生前および死亡の際に</u>、信託財産を次の各号に定める費用の支払いに充当のうえ、信託財産を委託者兼受益者があらかじめ指定した残余財産の帰属権利者(以下、「帰属権利者」といいます)に取得させることを目的とします。</p> <p>① 委託者兼受益者と「一般社団法人安心サポート」(以下、「社団」といいます)との間で別途締結された死後事務委任契約書に基づき発生する報酬</p> <p>② 委託者兼受益者があらかじめ提出する「おひとりさま信託 未来の縁-ingノート(以下、「未来の縁-ingノート」といいます)」死後事務目録に基づき、社団が行う死後事務に係る費用</p> <p>(2) 委託者兼受益者は、この信託契約</p>

	改定前	改定後
	<p>を遡及的に解除(撤回)することはできません。また、遺言により信託契約(帰属権利者の指定を含む)の解約・撤回・変更をすることはできません。</p> <p>(3) 「未来の縁-ing ノート」を作成いただけない場合は、本信託をお申込みいただくことができません。委託者兼受益者は、本信託申込みの際、「未来の縁-ing ノート」を記入のうえ、当社に提出するものとします。その際、当社がこの信託契約期間中、第14条に定める委託者兼受益者の安否確認を行うため、委託者兼受益者の電話番号を届け出るものとします。</p>	<p>を遡及的に解除(撤回)することはできません。また、遺言により信託契約(帰属権利者の指定を含む)の解約・撤回・変更をすることはできません。</p> <p>(3) 「未来の縁-ing ノート」を作成いただけない場合は、本信託をお申込みいただくことができません。委託者兼受益者は、本信託申込みの際、「未来の縁-ing ノート」を記入のうえ、当社に提出するものとします。その際、当社がこの信託契約期間中、第14条に定める委託者兼受益者の安否確認を行うため、委託者兼受益者の電話番号を届け出るものとします。</p>
第8条 (解約手数料)	<p>第7条第2項および第3項の定めに基づき信託財産を払い出した際、当社は、約款に定める解約手数料に加えて、契約期間(年数を単位として1年未満は切り捨て)に<u>6千円を乗じた金額および消費税等相当額</u>を収受します</p>	<p>第7条第2項および第3項の定めに基づき信託財産を払い出した際、当社は、約款に定める解約手数料に加えて、契約期間(年数を単位として1年未満は切り捨て)に<u>6.6千円(税込)</u>を乗じた金額を収受します。</p>
第10条 (信託報酬等)	<p>当社は、約款に定める信託報酬に加えて、次のとおり<u>設定時信託報酬</u>および<u>終了時信託報酬</u>を収受します。</p> <p>① 当初信託引受時(設定時信託報酬) 委託者兼受益者は<u>3万円および消費税等</u>を当社に支払うものとします。<u>設定時信託報酬</u>は信託設定後直ちに委託者兼受益者が当社に支払うものとします。</p> <p>② 信託終了時(終了時信託報酬) 委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)の合計額および消費税等を当社に支払うものとします。<u>終了時信託報酬</u>は信託終了時に信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払</p>	<p>当社は、約款に定める信託報酬に加えて、次のとおり<u>設定時報酬</u>および<u>終了時報酬</u>を収受します。</p> <p>① 当初信託引受時(設定時報酬) 委託者兼受益者は<u>3.3万円(税込)</u>を当社に支払うものとします。<u>設定時報酬</u>は信託設定後直ちに委託者兼受益者が当社に支払うものとします。</p> <p>② 信託終了時(終了時報酬) 委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)の合計額を当社に支払うものとします。<u>終了時報酬</u>は信託終了時に信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払うものとします。</p>

	改定前	改定後
	<p>うものとして。</p> <p>(ア) <u>10万円</u></p> <p>(イ) 契約期間（年数を単位として1年未満は切り捨て）に<u>6千円</u>を乗じた金額</p>	<p>(ア) <u>11万円（税込）</u></p> <p>(イ) 契約期間（年数を単位として1年未満は切り捨て）に<u>6.6千円（税込）</u>を乗じた金額</p>

<おひとりさま信託（生命保険型）・新旧対照表>

	改定前	改定後
<p>第1条 （信託目的等）</p>	<p>(1) この信託契約の目的は、信託された金銭を委託者兼受益者のために利殖すること、および、委託者兼受益者の<u>死亡の際に</u>、信託財産を次の各号に定める費用の支払いに充当のうえ、信託財産を委託者兼受益者があらかじめ指定した残余財産の帰属権利者（以下、「帰属権利者」といいます）に取得させることを目的とします。</p> <p>① 委託者兼受益者と「一般社団法人安心サポート」（以下、「社団」といいます）との間で別途締結された死後事務委任契約書に基づき発生する報酬</p> <p>② 委託者兼受益者があらかじめ提出する「おひとりさま信託 未来の縁-ingノート（以下、「未来の縁-ingノート」といいます）」死後事務目録に基づき、社団が行う死後事務に係る費用</p> <p>(2) 委託者兼受益者は、この信託契約を遡及的に解除（撤回）することはできません。また、遺言により信託契約（帰属権利者の指定を含む）の解約・撤回・変更をすることはできません。</p> <p>(3) 「未来の縁-ingノート」を作成しただけでない場合は、本信託をお申</p>	<p>(1) この信託契約の目的は、信託された金銭を委託者兼受益者のために利殖すること、および、委託者兼受益者の<u>生前および死亡の際に</u>、信託財産を次の各号に定める費用の支払いに充当のうえ、信託財産を委託者兼受益者があらかじめ指定した残余財産の帰属権利者（以下、「帰属権利者」といいます）に取得させることを目的とします。</p> <p>① 委託者兼受益者と「一般社団法人安心サポート」（以下、「社団」といいます）との間で別途締結された死後事務委任契約書に基づき発生する報酬</p> <p>② 委託者兼受益者があらかじめ提出する「おひとりさま信託 未来の縁-ingノート（以下、「未来の縁-ingノート」といいます）」死後事務目録に基づき、社団が行う死後事務に係る費用</p> <p>(2) 委託者兼受益者は、この信託契約を遡及的に解除（撤回）することはできません。また、遺言により信託契約（帰属権利者の指定を含む）の解約・撤回・変更をすることはできません。</p> <p>(3) 「未来の縁-ingノート」を作成しただけでない場合は、本信託をお申</p>

	改定前	改定後
	<p>込みいただくことができません。</p> <p>委託者兼受益者は、本信託申込みの際、「未来の縁-ing ノート」を記入のうえ、当社に提出するものとします。その際、当社がこの信託契約期間中、第14条に定める委託者兼受益者の安否確認を行うため、委託者兼受益者の電話番号を届け出るものとします。</p>	<p>込みいただくことができません。</p> <p>委託者兼受益者は、本信託申込みの際、「未来の縁-ing ノート」を記入のうえ、当社に提出するものとします。その際、当社がこの信託契約期間中、第14条に定める委託者兼受益者の安否確認を行うため、委託者兼受益者の電話番号を届け出るものとします。</p>
第8条 (解約手数料)	<p>前条第2項、第4項および第6項の定めに基づき信託財産を払い出した際、当社は約款に定める解約手数料に加えて、契約期間（年数を単位として1年未満は切り捨て）に<u>6千円を乗じた金額</u>および消費税等相当額を収受します。</p>	<p>前条第2項、第4項および第6項の定めに基づき信託財産を払い出した際、当社は約款に定める解約手数料に加えて、契約期間（年数を単位として1年未満は切り捨て）に<u>6.6千円（税込）</u>を乗じた金額を収受します。</p>
第10条 (信託報酬等)	<p>当社は、約款に定める信託報酬に加えて、次のとおり<u>設定時信託報酬</u>および<u>終了時信託報酬</u>を収受します。</p> <p>① 当初信託引受時（<u>設定時信託報酬</u>） 委託者兼受益者は<u>3万円</u>および<u>消費税等</u>を当社に支払うものとします。<u>設定時信託報酬</u>は信託設定後直ちに委託者兼受益者が当社に支払うものとします。</p> <p>② 信託終了時（<u>終了時信託報酬</u>） 委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)の<u>合計額</u>および<u>消費税等</u>を当社に支払うものとします。<u>終了時信託報酬</u>は信託終了時に信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払うものとします。</p> <p>(ア) <u>10万円</u></p> <p>(イ) 契約期間（年数を単位として1年未満は切り捨て）に<u>6千円</u>を乗じた金額</p>	<p>当社は、約款に定める信託報酬に加えて、次のとおり<u>設定時報酬</u>および<u>終了時報酬</u>を収受します。</p> <p>① 当初信託引受時（<u>設定時報酬</u>） 委託者兼受益者は<u>3.3万円（税込）</u>を当社に支払うものとします。<u>設定時報酬</u>は信託設定後直ちに委託者兼受益者が当社に支払うものとします。</p> <p>② 信託終了時（<u>終了時報酬</u>） 委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)の<u>合計額</u>を当社に支払うものとします。<u>終了時報酬</u>は信託終了時に信託財産の中から委託者兼受益者が当社に支払うものとします。</p> <p>(ア) <u>11万円（税込）</u></p> <p>(イ) 契約期間（年数を単位として1年未満は切り捨て）に<u>6.6千円（税込）</u>を乗じた金額</p>

以上